

装装保第4219号
令和6年3月13日

契約事業者 各位

防衛装備庁長官
(公印省略)

装備品等秘密の指定等に係る手続の確認について（依頼）

標記について、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号。以下「強化法」という。）第3章（装備品等契約における秘密の保全措置）の施行（令和6年4月1日）に伴い、令和6年4月1日前から引き続き秘に指定された文書等（秘密文書等）を貴社が使用するに際して、施行日後においても契約の履行に必要な秘密文書等を円滑に取り扱うことができるよう措置するため、強化法の施行に伴い、必要となる装備品等秘密の指定等に係る下記の手続の実施について承諾されたく依頼する。

[協力依頼事項（強化法の施行に伴う措置）]

- (1) 強化法第27条第1項に規定する「装備品等秘密」の表示を秘密文書等に表示すること。
なお、この際の要領として、①防衛省に一旦返却する、②貴社の担当者が表示した上で、事後、防衛省の確認を受ける、③防衛省の担当者が貴社に赴いて表示する要領から選択できる。
- (2) 令和6年4月1日以降、装備品等秘密を取り扱う従業者に係る関係社員名簿を提出すること（当初の契約時の関係社員名簿から変更のある場合に限る。）。
- (3) 従業者から提出させる従前の誓約書について、同意書の様式により、令和6年4月1日以降、装備品等秘密を取り扱う従業者から提出させること。

[現行契約の変更事項]

- (1) 契約書において「秘密」、「秘」、「省秘」及び「庁秘」の文言について、「装備品等秘密」に変更すること。
- (2) 「誓約書」について、「同意書」に変更すること。
- (3) 当初の契約時の関係社員名簿の従業者に変更のない場合は、装備品等秘密を扱う従業者に係る関係社員名簿とみなすこと。
- (4) 秘密保全関係規則について、装備品等秘密の指定等に関する訓令を加えること。

写送付先：契約担当官等